

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲について

第162回安全衛生分科会資料

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」
を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」
の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容
を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコ
ントロール可能な災害リ
スクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコ
ントロール不可能な災害
リスクへの対策

【各論③】

その他（【各論①】、
【各論②】の実行性を高
めるための取組等）

【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

《検討会における議論の前提》

- 個人事業者等についての業務上災害を網羅的に把握したデータはないが、①労災保険の特別加入者に関する認定状況、②労働基準監督署が把握した一人親方等による死亡災害の状況から、労働者以外の者も一定数被災していることが確認された。
- 被災者の中には、個人事業者のみならず、中小企業の事業主や役員も含まれており、災害発生時の作業態様を見ると、個人事業者と類似の作業を行っている際に被災している。
- 労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきという基本的な考え方のもと、個人事業者に限定せず、個人事業者と同様の作業を行っている労働者以外の者も広く対象に含めて検討を実施。

《論点》

- 個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外にどの範囲まで対象に含めるべきか。

【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

論点

個人事業者をどのように定義すべきか。また、個人事業者以外をどの範囲まで対象に含めるべきか。

対応案

労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとしてはどうか。

① 個人事業者

- 労働者を使用しない。
- 法人、非法人（個人）かは問わない。
- 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

② 中小事業の事業主及び役員

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。
- ※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする

労働災害防止対策のこれまでの歴史を踏まえれば、安全衛生の確保については、

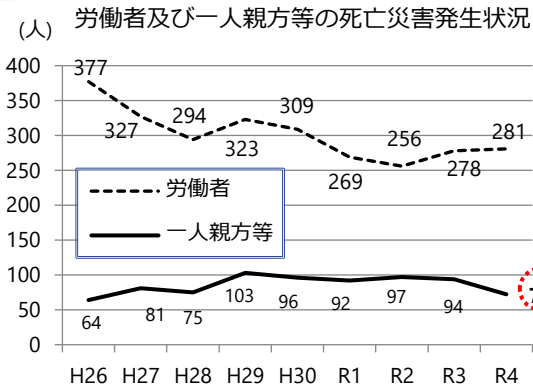
- ① 「契約関係」や「請負関係」のみに着目した取組では十分とはいえない
- ② 安全衛生に影響を及ぼす要因を発生させ、又はコントロール可能な者の関与が重要
- ③ 作業当事者が必要な情報を入手し、当該情報に基づき適切な取組を行うことが重要

といった特徴があるため、「取引関係」や「請負関係」のみに限定せず、誰からも仕事を請け負うことなく事業活動を行う個人事業者も含め、広く保護、規制の対象とすることが適当ではないか

【参考資料】 「個人事業者等」の業務上災害の状況

建設業の一人親方等の死亡災害発生状況

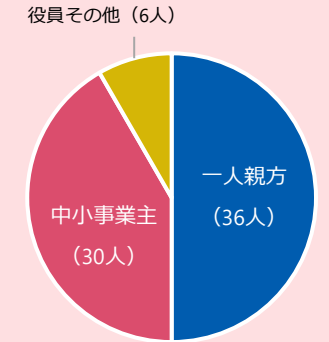
- 建設業では令和4年において72人の「一人親方等」が業務上の災害により死亡している（労働災害による死亡者は令和4年において281人）。
- 建設業の「一人親方等」による死亡災害のうち、中小事業主等（中小事業主、役員その他）が全体の50%を占めている。
- 災害の状況をみると、労働者が被災した作業と類似の作業中に被災しているケースが多い。



出典：（労働者）死亡災害報告

（一人親方等）厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

一人親方等の死亡災害の内訳
(令和4年)



特別加入者の災害発生状況

- 労災保険の特別加入者の認定状況を見ると、多岐にわたる業種で業務上災害が発生しており、中小事業主等も被災している。
- 特別加入制度は任意加入であること等（※）から一概に比較はできないが、労働者と比較して特別加入者の災害発生率が高くなっている場合がある。

※ 労働者を使用する事業の労災保険は事業場を単位に適用され、支給状況等の集計には、直接、当該事業に従事する労働者に加えて、災害が少ない事業場の内部事務などに従事する労働者も含まれる。他方で、特別加入制度の対象は、特定の規模、事業、作業に限定されており、災害発生率などを労働者と一概に比較することはできない。

特別加入者及び労働者の認定状況（令和2年度）

業 種	一人親方 特定作業従事者			中小事業主等			労働者		
	休業 4日以上 (死亡含む)	特別 加入者 数	1 災害 発生率 万人あたりの	休業 4日以上 (死亡含む)	特別 加入者 数	1 災害 発生率 万人あたりの	休業 4日以上 (死亡含む)	労働者 数(万人)	1 災害 発生率 万人あたりの
林 業	77	1831	420.5	27	3092	87.3	1105	5	221.0
建設業	7642	641496	119.1	2772	455570	60.8	12095	334	36.2
製造業				453	191483	23.7	20576	953	21.6
運輸業 (交通運輸事業、 貨物取扱事業)				55	20820	26.4	17942	264	70.6

出典：厚生労働省労働者災害補償保険事業年報、厚生労働省調べ、総務省労働力調査

【参考資料】 労働安全衛生上の主な措置主体の定義

事業者

事業を行う者で労働者を使用するもの【安衛法第2条第3号】

労働者

労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）【安衛法第2条第2号】

○労働基準法（昭和22年法律第49号）

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

発注者

注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者【安衛法第30条第2項】

元方事業者

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもののうち、最先次の注文者【安衛法第15条第1項】

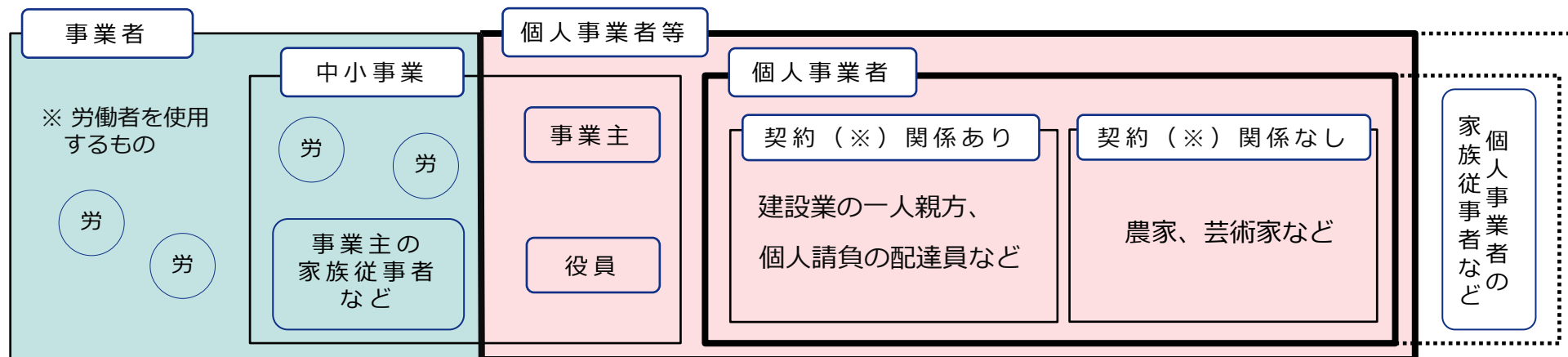
関係請負人

元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人（※）【安衛法第15条第1項】

※ 元方事業者から直接請け負っている場合に限らず、2次、3次以下の請負人も含む。

【参考資料】 他の法令の適用範囲との比較

労働安全衛生法



家内労働法

「家内労働者」

- 委託者から委託を受けて、原材料等となる物品の提供をされて物品の製造又は加工等に従事する者であつて、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者（家内労働法第2条第1項及び第2項）

「補助者」

- 家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者（家内労働法第2条第4項）

フリーランス新法

「特定受託事業者」

- 業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 個人であつて、従業員（短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない）を使用しないもの
 - 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者）をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの（フリーランス新法第2条第1項）

「業務委託」

- 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造・加工又は情報成果物の作成を委託すること。
- 事業者がその事業のために他の事業者役務の提供を委託すること。（フリーランス新法第2条第3項）